

# 特定建設作業のしおり

## 騒音規制法・振動規制法に基づく特定建設作業の実施の届出

指定地域内において、特定建設作業を伴う建設工事を行う場合は、工事開始日の7日前までに次の要領で届出をしてください。

なお、作業がその作業を開始した日に終了する場合は届出の必要はありません。

### 届 出 要 領

1. 届出義務者

建設工事の元請業者で、法人の場合はその代表者です。

2. 届出期限

工事開始日の7日前までです。

3. 届出書類

特定建設作業の種類ごとに、各2部ずつ提出してください。

- (1) 特定建設作業実施届出書
- (2) 工事工程表(特定建設作業の工程を明示したもの)
- (3) 付近見取り図

4. 指定地域

騒音規制法: 行橋市内全域

振動規制法: 行橋市内全域

5. 届出先

行橋市役所 市民部 環境課 環境係

TEL 0930-25-1111 (内線1253)

FAX 0930-25-1685